

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 4 年 2 月 25 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（6 7 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 25 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和3年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	斎藤川原	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(5) 6	(3) 3	(2) 3	(0) 0	(5) 6	(5) 6	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> ・出作・入作が多い状況を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するため、集落内外から広域的な農地の貸借を促進する。 ・特に、担い手への農地の利用については「質的拡大」を図る。 ・また、作業受託組織も視野に入れ、作業の受委託を積極的に進める。 ・転作田には枝豆を積極的に生産しながら経営の安定を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	勝福寺	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(15) 16	(13) 13	(1) 2	(1) 1	(15) 16	(10) 11	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型農業については鶴岡南ファーム(集落営農組織)及び中心となる経営体が農用地の受け皿組織、個人として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる。 ・畑の産地である事からハウスを利用した施設園芸や露地野菜の生産に取り組み収益の向上を図る。 ・鶴岡南ファーム(集落営農組織)の法人化を見据え新規就農者の確保など将来の後継者に繋がる活動を行う。 ・1戸1法人の設立と産直事業の展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	我老林	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(14) 15	(13) 13	(1) 2	(0) 0	(14) 15	(12) 13	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型農業については、中心となる経営体が農用地を集積する。 ・個人として離農並びに規模縮小農家の土地を集める。 ・畑の産地を有することから、ハウスを利用した施設園芸や露地野菜の生産に取り組み利益の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	外内島	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(15) 16	(15) 15	(0) 1	(0) 0	(15) 16	(4) 5	(0) 0	(11) 11	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者や集落営農組合へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落営農組合は法人化を目指すとともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	八ツ興屋	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(14) 15	(13) 13	(1) 2	(0) 0	(14) 15	(7) 8	(0) 0	(7) 7	担い手はいるが十分ではない。	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	民田	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(15) 16	(13) 14	(2) 2	(0) 0	(15) 16	(11) 11	(0) 0	(4) 5	担い手は十分確保されている。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・作業受委託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集積を加速化させ、転作地においては特産物(民田ナス・枝豆)を中心に複合経営を確立させる。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
7	大泉地域 (白山・矢馳・山田・布目・大淀川・小淀川・寺田・井岡・岡山・森片・上清水・中清水・下清水・清水新田)	R4.2.25	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・中心経営体の削除 3人	(124) 122	(117) 115	(6) 6	(1) 1	(124) 122	(85) 82	(1) 2	(38) 38	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
8	湯野沢	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(10) 11	(9) 9	(1) 2	(0) 0	(10) 11	(9) 10	(1) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	中野京田	R4.4.25	・中心経営体の属性変更 1人	(9) 9	(7) 7	(2) 2	(0) 0	(9) 9	(7) 8	(0) 0	(2) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
10	安丹	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(9) 8	(1) 2	(2) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
11	栃屋	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(14) 15	(13) 13	(1) 2	(0) 0	(14) 15	(8) 9	(0) 0	(6) 6	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
12	中柳原	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(6) 7	(4) 4	(2) 3	(0) 0	(6) 7	(3) 4	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	三ヶ村	R4.2.25	・中心経営体の経営面積変更 1人	(34) 34	(26) 26	(8) 8	(0) 0	(34) 34	(29) 29	(0) 0	(5) 5	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する	<ul style="list-style-type: none"> 三ヶ村地区では、水稻・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地区内の4法人を中心に、地域間分散錯圖の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第5期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
14	西郷地区砂丘畑	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 	(207)	(204)	(3)	(0)	(207)	(162)	(5)	(40)	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の賃貸の検討が必要。 耕作放棄地を作付け可能な圃場に戻す対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い等により、担い手に集積・集約化する。 	メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。
				207	204	3	0	207	162	5	40				

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	上町	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(12) 13	(11) 11	(1) 2	(0) 0	(12) 13	(11) 12	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	大川渡	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(10) 10	(10) 9	(0) 1	(0) 0	(10) 10	(8) 8	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	谷地興屋	R4.2.25	・貸付意向農地の追加 1人	(4) 4	(3) 3	(1) 1	(0) 0	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・隣接集落と連携し、離農する農家から農地を借り受け、規模拡大を図り、生産費のコストダウンを目指す ・営農組合は法人化とともに、集落内の離農農家の受け手となる ・規模拡大農家と法人で連携し、生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	無音	R4.2.25	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人	(11) 11	(11) 10	(0) 1	(0) 0	(11) 11	(4) 5	(0) 0	(7) 6	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	関根	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人	(11) 12	(10) 10	(1) 2	(0) 0	(11) 12	(8) 9	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・大豆機械利用組合が組織化されており、播種、中耕培土、刈取を共同作業で行っている ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	八色木	R4.2.25	・中心経営体追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(19) 20	(16) 17	(3) 3	(0) 0	(19) 20	(14) 15	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・畜産農家と連携し、飼料米栽培に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	上新田	R4.2.25	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(6) 5	(5) 4	(1) 1	(0) 0	(6) 5	(5) 5	(0) 0	(1) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・今後、新規就農を促進していく	・規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・今後、新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	和名川	R4.2.25	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(10) 11	(9) 10	(1) 1	(0) 0	(10) 11	(9) 10	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
9	上平形	R4.2.25	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人 ・貸付意向農地の追加 3人	(14) 13	(14) 13	(0) 0	(0) 0	(14) 13	(9) 9	(1) 1	(4) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・播種組合での育苗や大豆組合など共同作業に力を入れている集落である ・長引く米価の低迷と安全、安心の産品が安定せず、厳しい農業状況があると各自が認識している。こんな中において、6次化、複合化に取り組む姿勢が見られるので期待していきたい ・コスト低減により取り組む新規需要米が6.4ha栽培され、注目している ・特別栽培等による高付加価値化を実現する	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
10	下平形	R4.2.25	・貸付意向農地の追加 5人	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(4) 4	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
11	宝徳	R4. 2. 25	・ 中心経営体の追加 1人	(11) 12	(11) 12	(0) 0	(0) 0	(11) 12	(8) 8	(0) 1	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・ 規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・ 高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・ 複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
12	柳久瀬	R4. 2. 25	・ 中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 1人 ・ 貸付意向農地の追加 1人	(2) 2	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	・ 担い手に集積・集約化する。 ・ 担い手の分散錯圃を解消する。	・ 農事組合法人ファームやなくせを地域の中心経営体として、法人への農地集積を進める ・ 中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る ・ 高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・ 直播栽培面積を増やし、低コスト化と春作業の平準化を図っている	・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
22	松尾・石野新田	R4. 2. 25	中心経営体の経営面積変更1人	(11) 11	(9) 9	(2) 2	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・田床改良を実施し、土づくり・高付加価値化を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
23	市野山	R4. 2. 25	中心経営体の追加 2人 中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 4人	(11) 13	(11) 12	(0) 1	(0) 0	(11) 13	(9) 11	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・中心となる経営体に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
18	下川代	R4. 2. 25	中心経営体の経営面積変更 2人	(15) 15	(15) 15	(0) 0	(0) 0	(15) 15	(9) 9	(0) 0	(6) 6	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業、自給的農家)は、農地の貸付、水管理、オペレーター等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行い集落の営農を維持していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
19	西荒川	R4. 2. 25	中心経営体の追加 3人	(14) 17	(14) 14	(0) 3	(0) 0	(14) 17	(12) 15	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
20	白山	R4. 2. 25	中心経営体の追加 1人	(6) 7	(5) 5	(1) 2	(0) 0	(6) 7	(6) 7	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・耕作放棄地を解消する。 ・規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
21	向山・桜ヶ丘	R4. 2. 25	中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し生産費のコストダウンを図る。 ・地域の特色を活用し、高付加価値化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
15	三軒屋	R4. 2. 25	中心経営体の追加 2人	(4) 6	(3) 4	(1) 2	(0) 0	(4) 6	(3) 5	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・地域の農家と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
16	上野新田	R4. 2. 25	中心経営体の追加 2人 中心経営体の経営面積変更2人	(19) 21	(18) 18	(1) 3	(0) 0	(19) 21	(16) 18	(1) 1	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・水稲は、集落内外を問わず規模拡大をしていく。 ・農機具の共同利用などのコストダウンを図る。 ・農業者同士の共同作業などでコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
17	楯東	R4. 2. 25	中心経営体の追加 2人 中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 1人	(10) 12	(10) 11	(0) 1	(0) 0	(10) 12	(8) 10	(1) 1	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・高品質・低コスト生産で付加価値を高め、加工・直売を進める。又、同時に組織化へ向け検討を始める。 ・就農者同士連携し、互いの労働力調整とともに生産技術や経営管理技術を共有し、又、新規就農者(後継者)の育成支援を行う。 ・将来的に経営転換する農業者が出てくることを見据え、農地集積・連担化、農業者個々の役割の明確化など、安定した経営体作りの為の取り組みを継続的に行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規農業者	一般農業者				
12	増川新田	R4. 2. 25	中心経営体の追加 2人 中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 2人	(10) 12	(10) 11	(0) 1	(0) 0	(10) 12	(9) 11	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・生産組合を中心として、集落内の農地を協力しながら守っていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
13	鎌田	R4. 2. 25	中心経営体の経営面積変更2人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
14	今野	R4. 2. 25	中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更1人 中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 2人	(10) 11	(10) 10	(0) 1	(0) 0	(10) 11	(9) 10	(1) 1	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
8	野荒町	R4. 2. 25	中心経営体の追加 1人	(3) 4	(3) 3	(0) 1	(0) 0	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者への農地の集積を図ると共に、新規就農者の育成にも努める。 ・規模拡大農家の他に、営農組合を設立し生産費のコストダウンを図ると共に農地の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	中島	R4. 2. 25	中心経営体の追加 4人	(4) 8	(3) 4	(1) 4	(0) 0	(4) 8	(2) 6	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、農作業補助等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
10	猪俣新田・中屋	R4. 2. 25	中心経営体の追加 4人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 1人	(9) 12	(9) 9	(0) 3	(0) 0	(9) 12	(5) 8	(0) 0	(4) 4	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・新規就農者や規模拡大希望の農家へ農地を集め、生産のコスト低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
11	細谷・押口	R4. 2. 25	中心経営体の追加 1人	(9) 10	(6) 6	(3) 4	(0) 0	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農家へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・地域として、有機・特別栽培等の高付加価値の米生産をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
5	川代山	R4. 2. 25	中心経営体の追加 1人	(9) 10	(9) 9	(0) 1	(0) 0	(9) 10	(5) 6	(0) 0	(4) 4	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携するもの(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理、集落営農オペレータ等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
6	東荒川	R4. 2. 25	中心経営体の追加 1人	(7) 8	(7) 7	(0) 1	(0) 0	(7) 8	(5) 6	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稲を中心としながら、大豆、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は農地を貸付、水管理、オペレーター等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
7	金森目	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の経営面積の変更 3人 ・中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 4人 	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・中心となる経営体へ農地を集約し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付、水管理、集落の水路・草管理を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	戸野・十文字・坂ノ下	R4. 2. 25	中心経営体の追加 1人	(9) 10	(8) 9	(1) 1	(0) 0	(9) 10	(6) 7	(0) 0	(3) 3	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し生産性向上を図り、利益の確保を図る。 ・中心となる農業者を地域で育てる環境整備を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	町屋・染興屋・川行	R4. 2. 25	中心経営体の追加 3人 中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 3人	(15) 18	(15) 17	(0) 1	(0) 0	(15) 18	(8) 11	(0) 0	(7) 7	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
3	小増川	R4. 2. 25	中心経営体の追加 2人 中心経営体の今後農地引受意向面積の変更 3人	(3) 5	(2) 3	(1) 2	(0) 0	(3) 5	(3) 5	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産のコストダウンを図ると共に水利の有効化を図る。 ・新規就農者の勧誘を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
4	仙道	R4. 2. 25	中心経営体の追加 3人 中心経営体の経営面積変更 1人	(11) 14	(11) 11	(0) 3	(0) 0	(11) 14	(10) 13	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地の集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農機具の共同化によるコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	中田	R4. 2. 25	・中心経営体の追加 1人	(5) 6	(5) 5	(0) 1	(0) 0	(5) 6	(5) 6	(0) 0	(0) 0	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稻の生産費のコストダウンを図る ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める ・複合経営による所得向上および経営の安定を図る ・新規就農の促進を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
2	西片屋	R4. 2. 25	・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 19人	(16) 16	(15) 15	(1) 1	(0) 0	(16) 16	(14) 14	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・水稻について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農) 西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する ・果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ ・野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
3	東北	R4. 2. 25	・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・土地利用型農業については(農) 東北グリーンファーム(仮)及び中心となる経営体が農地の受皿組織、個人として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる ・東北地区生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める ・特別栽培米の生産拡大に取り組み、付加価値の向上に努める ・無人ヘリコプター防除の効率的利用やコントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る ・東南そば組合と連携し、そばの作付拡大を図り生産コストの低減を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
4	下山添	R4. 2. 25	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の経営面積変更 2人 ・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(21) 23	(20) 21	(1) 2	(0) 0	(21) 23	(19) 21	(1) 1	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・下山添地区生産組合を中心に農用地の利用集積を行い、担い手となる認定農業者に農地を集積する集落営農システムを確立する。水稻は主に認定農業者が担当し、複合作物であるきゅうりなどの園芸作物は、女性陣が主となり農業所得の増大を図る ・兼業農家や高齢農家が稼働能力に応じて、担い手農家に協力して農業に従事することにより、地域全体として生産体制を充足させる。高齢者でも取り組める軽量野菜導入の取り組みを進める ・直播きや無人ヘリコプターの効率的利用、CE・MRC利用を促進し、低コスト化を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
5	三千刈	R4. 2. 25	・中心経営体の追加 1人	(10) 11	(9) 9	(1) 2	(0) 0	(10) 11	(9) 10	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圖を解消する	・果樹・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営の確立をする ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6	黒川上	R4. 2. 25	・中心経営体の追加 1人 ・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 1人	(18) 19	(17) 18	(1) 1	(0) 0	(18) 19	(14) 14	(0) 0	(4) 5	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 ・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
7	黒川中	R4. 2. 25	・中心経営体の追加 1人 ・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(15) 16	(15) 15	(0) 1	(0) 0	(15) 16	(8) 9	(0) 0	(7) 7	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る ・水稻・野菜・果樹等の複合化経営を図る ・小規模農家が集約して法人化を目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
8	黒川下	R4. 2. 25	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 3人 ・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(25) 26	(22) 22	(3) 4	(0) 0	(25) 26	(23) 23	(0) 0	(2) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
9	松根	R4. 2. 25	・今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 15人	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(8) 8	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む ・地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる ・加工・流通業者や産直施設との連携の進展	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
10	梳代	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 1人 今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(19)	(17)	(2)	(0)	(19)	(17)	(0)	(2)	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> 中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る 地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補充的農業従事者として地域に関わる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
11	田代	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 2人 今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 2人 貸付意向農地の追加 4人 	(41)	(39)	(2)	(0)	(41)	(30)	(0)	(11)	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> 水稻を中心に複合経営を進める 農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る 集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
12	馬渡	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(20)	(19)	(1)	(0)	(20)	(16)	(0)	(4)	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> 馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める 集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する 特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める ヘリコプター防除の効率的利用やカントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(朝日地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	熊出	R4. 2. 25	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積の変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(16) 16	(14) 14	(2) 2	(0) 0	(16) 16	(12) 12	(0) 0	(4) 4	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 新規青年就農者に農地を集積していく。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。	
2	東岩本	R4. 2. 25	・中心経営体の追加 1人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積の変更 3人 ・貸付意向農地の追加 1人	(16) 17	(13) 14	(3) 3	(0) 0	(16) 17	(12) 12	(0) 0	(4) 5	担い手は十分確保されている	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・新規青年就農者に農地を集積していく。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。	
3	大針	R4. 2. 25	・貸付意向農地の追加 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(2) 2	(0) 0	(9) 9	担い手はいるが十分ではない	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。	
4	本郷	R4. 2. 25	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積の変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(27) 27	(25) 25	(2) 2	(0) 0	(27) 27	(10) 10	(0) 0	(17) 17	担い手はいるが十分ではない	・水稲、そばを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。	
5	名川	R4. 2. 25	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積の変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(16) 16	(14) 14	(2) 2	(0) 0	(16) 16	(8) 8	(0) 0	(8) 8	担い手はいるが十分ではない	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度第5期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(温海地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	温海地域	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の今後引受意向面積の変更 4人 	(40)	(36)	(4)	(0)	(40)	(25)	(0)	(15)	担い手はいるが十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 耕作放棄地を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。 認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。
41	37	4	0	41	25	0	16								